

第9回野川地区住居表示検討委員会

次 第

日時 平成30年9月21日（金）18：00～

場所 野川会館

- 1 挨拶 手塚委員長
鈴木 戸籍住民サービス課長

2 議題

- (1) 検討委員会委員の交代について
- (2) 第8回検討委員会（平成30年4月19日）の確認事項
- (3) 住居表示実施に伴う配布資料の事前説明
- (4) 住居表示実施に伴う手続説明会の協力依頼について
- (5) 街区案内図板の掲示依頼について
- (6) 平成30年度第1回住居表示懇談会の結果報告
- (7) 平成31年度野川地区住居表示実施区域について
- (8) 住民からの意見について
- (9) その他
 - ・次回検討委員会の開催について
日時：平成31年4月予定
会場：野川会館
議題：住居表示実施に伴う実態調査のお知らせ（案）について等

【配付資料】

- 資料1 第8回野川地区住居表示検討委員会摘録
- 資料2 住居表示実施に伴う配布資料について
- 資料3 住居表示実施に伴う手続説明会の協力依頼について
- 資料4 街区案内図板の掲示依頼について
- 資料5 平成31年度野川地区住居表示実施区域（案）

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当 吉田、萩本、平山、山岸
電話 (044) 200-2736

野川地区住居表示検討委員変更一覧

平成30年9月 現在

野川台自治会

役職	新任者	前任者
委員	高尾 孝幸	辻本 勤

第8回野川地区住居表示検討委員会摘録

日 時：平成30年4月19日（木） 18：00～

場 所：野川会館

出席者：野川地区住居表示検討委員

戸籍住民サービス課 鈴木課長、吉田係長、平山、山岸

【議題（1）】 第7回検討委員会（平成29年10月17日開催）の確認事項

○事務局より配布資料に基づき確認事項について説明し、「第7回野川地区住居表示検討委員会摘録」をホームページに掲載することで了承された。

【議題（2）】 住居表示実施に伴う実態調査のお知らせ（案）について

○事務局より配布資料に基づき、以下の点について説明し、確認された。

- ・平成30年5月7日から実施地区内にて実態調査を行うこと
- ・平成30年4月中に実施地区内の全世帯・全事業所へ実態調査のお知らせを配布すること
- ・各町内会・自治会により、実態調査のお知らせを地元掲示板等へ掲示していただくこと

【議題（3）】 住居表示実施スケジュールについて

○事務局より配布資料に基づき、以下の点について説明し、確認された。

- ・10月27日、野川小学校にて実施に伴う手続説明会を開催予定であること
- ・11月5日に野川地区1期の住居表示を実施予定であること

【議題（4）】 市民からの意見について

○事務局へ住居表示に関する問合せがあり、引き続き事務局にて対応する旨報告した。

【議題（5）】

○次回検討委員会は、平成30年7月頃に野川会館での開催を予定する。議題は、2期以降の住居表示実施地区について。日時については、手塚委員長と調整し、決定次第、各委員に通知することです承された。

⇒平成30年6月に同年7月開催予定を9月に変更する旨連絡した。

○検討委員から、新しい住居の表記はいつわかるのか質問があり、事務局が10月5日以降であり、住居番号決定通知書及び住居表示のお知らせ用はがき等を各戸へ配布すると回答した。

○検討委員から、住居表示実施後に光熱費、水道費について手続が必要か質問があり、事務局より電力自由化に伴い個別契約している方は、別途手続が必要であると回答した。

○検討委員から、住居表示実施後に旧住所の記載にて郵便物は届くのか質問があり、事務局より数年間は旧住所の記載でも郵便物は配達されると回答した。

○検討委員から、免許証や登記簿の住所変更について期限があるのか質問があり、事務局よりなるべく早めをお願いしたい旨回答した。

住居表示実施に伴う配布資料について

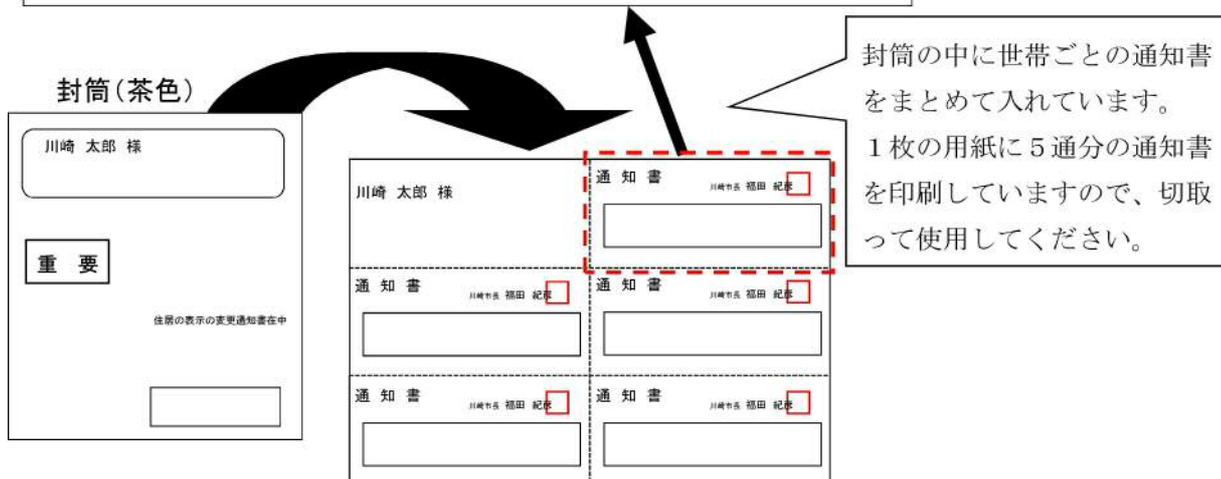
【平成30年10月5日（告示日）以降に配布するもの】

① 通知書（15歳以上の方で1人につき5通）

住所の表し方がどのように変わるのかをお知らせするもので、住所変更の証明書として使用することができます。

通知書		平成30年〇〇月〇〇日
川崎 太郎 様(被通知者氏名)		川崎市
川崎市長 福田紀彦 長印		
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり街区符号及び住居番号を付けましたので、同条第3項の規定により通知します。		
氏名又は名称	川崎 太郎 (被通知者氏名)	
住所、居住 施設の場所 } の表示	実施前	川崎市高津区 野川123番地45
	実施後	川崎市高津区 東野川1丁目2番3号
住居表示の実施期日	平成30年11月5日	

本籍と現住所が同じ方の本籍表示については、上記の新町名と従来の地番で表します。



② 小型町名表示板・住居番号表示板（1棟の建物につき1セット）

新しい町名と住居番号が表示されている青いアルミ製の表示板です。

小型町名表示板



住居番号表示板

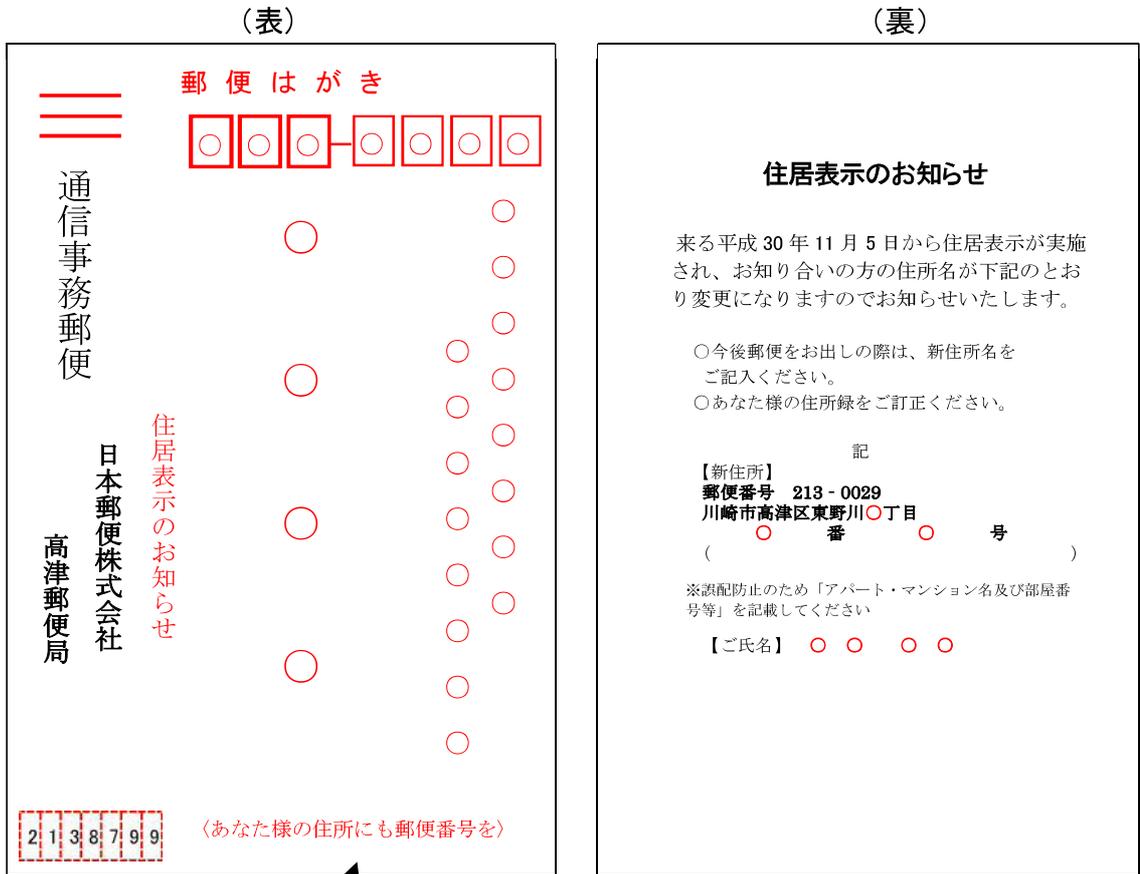


門柱や郵便受けなど道路から見やすいところに接着剤等で取付けてください。

※共同住宅等は住宅名の通知書とともに、管理者又は所有者に配布します。

⑤ 「住居表示のお知らせ」用はがき（1世帯、1法人につき50枚）

住所の表し方が変わったことを親せきや知人などへお知らせするため無料はがきです。このはがきは実施日より前に投函することが出来ます。



封筒(茶色)



通信事務
郵便(依頼信)

住居表示のお知らせ用はがき
在中

日本郵便株式会社
高津郵便局 行

高津区末長1丁目40番28号

封筒の中にはがきが50枚入っていますので、宛先・新住所等記載の上御利用ください。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

野川地区にお住まいの皆様へ

新住所が決定しました！

平成30年11月5日（月）野川地区（1期）の住居表示実施に伴う新住所をお知らせいたします。同封の通知書を御確認ください。

野川地区（1期）の住居表示実施について

野川地区にお住まいの皆様は、土地の地番で表しているために飛び番や欠番等が生じています。

住居表示は、街区符号と住居番号を用いて住所をわかりやすく表示することで、住民の皆様は日常生活の利便性を向上させるとともに、公共の福祉の増進を図ることを目的として行う制度です。

皆様にはお手数をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、野川地区（高津区北野川、高津区東野川1・2丁目、宮前区野川本町3丁目）の住居表示は**平成30年11月5日（月）**が実施日です。（この日から住所が変わります。）

住所変更の手続き等について

住居表示実施に伴う住所変更の手続き等については、同封の「住居表示のしおり」に記載していますので、御覧ください。

「住居表示実施に伴う住所変更等の手続説明会開催のお知らせ」について

平成30年10月27日（土）に野川小学校体育館で「住居表示実施に伴う住所変更等の手続説明会」を開催します。

（※詳細は、裏面を御覧ください。）。

<お問合せ先>

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課

電話（044）200—2736

住居表示に関するよくある質問

【本籍について】

質問	回答
住居表示実施地区内にある本籍の表し方は、どのように変更されますか。	住居表示実施地区内にある本籍は、 新しい町名＋従来之地番 で表されます。 【例】旧：高津区 野川 1031番地15 ↓ 新：高津区 <u>東野川〇丁目</u> 1031番地15 新しい町名
本籍を新住所と同じ表示に変更できますか。	街区符号 を用いて本籍を表示することができます。 その場合、 転籍届 （高津区役所区民課、宮前区役所区民課）が必要です。 （住居表示のしおりP.4参照） 【例】街区符号による本籍の表示 高津区 東野川〇丁目 <u>8番</u> 街区符号 ※転籍をした場合は、住居表示実施日以降に送付される「本籍の表示変更通知書」が運転免許証記載事項変更の手续等に使用できなくなります。別途、転籍による本籍の変更を証明するために住民票等（有料）を取得する必要があります。
本籍を街区符号に変更した場合、なぜ〇号まで入らないのですか。	本籍は土地の地番又は街区符号で表示する取扱いとなっています。 〇号の部分は建物の番号なので、本籍には表示されません。
本籍は街区符号を用いた表示に変更しなければならぬのですか。	変更する必要はありません。従来之地番もしくは街区符号のどちらを使うかは自由です。
本籍は自動的に街区符号を用いた表示に変更されないのですか。	街区符号で表示するには転籍届（高津区役所区民課、宮前区役所区民課）が必要なため、自動的に変更されません。
転籍届はどこに提出すればよいですか。誰でも申請できますか。	転籍届は管轄の区役所区民課の窓口に出してください。 戸籍の筆頭者及びその配偶者であれば手続きができます。 手続の詳細は、管轄の区役所区民課に御確認ください。
住所が住居表示実施地区外、本籍が実施地区内にある場合、手続が必要ですか。	運転免許証など本籍を登録しているものは、変更の手続が必要になります。
住居表示の実施により本籍が変更になる場合、変更通知書等は送られてくるのですか。	実施地区内に本籍がある方については、「本籍の表示変更通知書」を住居表示実施日以降、郵送いたします。 （住居表示のしおりP.2参照）
本籍の表示変更通知書が足りなくなった場合はどうすればよいですか。コピーでも手続可能ですか。	住居表示実施日以降に管轄の区役所区民課で「 土地の名称等の変更証明書 」（無料）を請求してください。（住居表示のしおりP.11参照） 一般的にコピーでの手続は不可ですが、手続先によってはコピーでも可能な場合があるので手続先にお問合せください。

【新しい住所について】

新しい住所（街区符号・住居番号）はどのように決めるのですか。	新しい町の区域内において、道路等で囲まれた分かりやすい街区に分け、番号（街区符号）を順序よく付けます。 街区の周囲を一定の間隔で区切り、一連の基礎番号を付け、建物の出入口がどの基礎番号に当たるかによって、住居番号を決めます。
--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【土地・建物、法人登記申請等について】

質問	回答
川崎市内にある土地の登記簿の所有者の住所変更手続は、横浜地方法務局川崎支局又は麻生出張所のどちらで行ってもよいのでしょうか。	不動産登記簿を管理する法務局で手続を行う必要があります。 ○川崎区、幸区、中原区の土地、建物 ⇒ 横浜地方法務局川崎支局 ○高津区、宮前区、多摩区、麻生区の土地、建物 ⇒ 横浜地方法務局麻生出張所
土地と建物の名義が異なる場合の手続はどうすればよいですか。	住居表示実施地区内に居住している名義人について、土地と建物それぞれの住所変更手続が必要です。
実施地区外に土地を所有している場合はどうすればよいですか。	川崎市内に土地を所有している場合と同様の手続を、所有している土地を管轄する法務局で行うことになります。なお、手続をしないことによる罰則はありません。
川崎市外に土地・建物を所有している場合、戸籍住民サービス課が作成した住所変更用登記申請書で申請できますか。	不動産（土地・建物）の所在及び管轄法務局法務局名を訂正すれば、戸籍住民サービス課が作成した申請書で申請することができます。
不動産や法人の住所変更手続の際、登記申請書は郵送可能ですか。	全国の法務局で、郵送による手続が可能です。不動産の手続の場合は、登記完了後登記完了証が交付されますので、返信用封筒（郵便料金+簡易書留代の切手を貼付したもの）を同封してください。 また、連絡先を忘れずに記入してください。
建物が建っていない土地（私道等）の所在の表記はどうなりますか。	住居表示は建物に住所を付ける制度のため、建物のない場所には住居番号は付きません。所在は、 新しい町名+従来之地番 で表します。
不動産登記の変更手続を代理人がする場合、委任状は必要ですか。	代理人による手続の場合は、委任状が必要です。委任状は、所定の用紙以外でも申請することができます。
法人の所在地、役員住所の変更手続の期限が、本店が2週間、支店が3週間以内と決まっているのはなぜですか。また、期限までに手続しなかった場合はどうなりますか。	変更手続の期限については、会社法第915条及び930条に規定されているもので、取引の安全性、信頼性等や法律等の秩序を保つためにあります。期限が過ぎた場合は、過料という反則金の対象となるため、速やかに申請してください。

【郵便関係について】

住居表示のお知らせ用はがき（無料）が足りなくなった場合、どうすればいいですか。	次の各郵便局にお問い合わせください。 高津郵便局（電話0570-097-388→3をプッシュ） 宮前郵便局（電話0570-003-256→3をプッシュ）
旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか。	住居表示実施後も数年程度配達されると伺っています。それ以降は、住居表示実施時の資料により可能な範囲で配達されます。

【自動車検査証について】

自動車検査証に記載されている住所の変更手続を期限までにしなかった場合はどうなりますか。	道路運送車両法により変更手続の期限について規定されており、期限が過ぎた場合には罰則が適用されるとなっておりますが、実際に罰則が適用された事例はないと伺っております。
郵送による手続はできますか。	郵送による手続は行っておりません。窓口のみの対応となります。

【金融機関、保険会社等について】

銀行（ゆうちょ銀行含む）、証券会社、保険会社等の住所変更手続に何が必要になりますか。	各機関により必要な手続が異なりますので、詳細については各機関へお問合せください。
--------------------------------------------	------------------------------------------

これからマイナンバーカードを申請される方へ

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請について

野川地区（1期）の住居表示実施に伴い、皆様の住所の表し方が変わるため、**新しい住所で記入し、申請していただくこととなります。**

これから申請していただく場合は、以下の事項を御確認の上、同封しました「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」にて申請していただきますようお願いいたします。

申請時期

平成30年12月以降

申請書の記載方法

裏面に記入例を掲載していますので、申請書に写真を貼付し必要事項に記入漏れがないことを確認のうえ、申請書をお送りください。

なお、申請書内の住所欄については、必ず**新しい住所**を記入してください。

申請書の送り先

〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター 宛

申請書が不足した場合

高津区役所区民課窓口、宮前区役所区民課窓口、又は、川崎市ホームページから申請書をダウンロードしていただきますようお願いいたします。同封の申請書をコピーしてご利用いただいても結構です。

(<http://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000072/72535/sinsei002.pdf>)

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は「住居表示のしおり(P10)」をご参照ください。

<お問合せ先> 高津区役所区民課住民記録第1係 電話044-861-3163

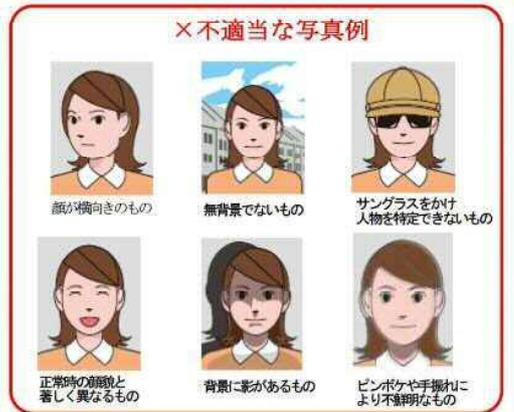
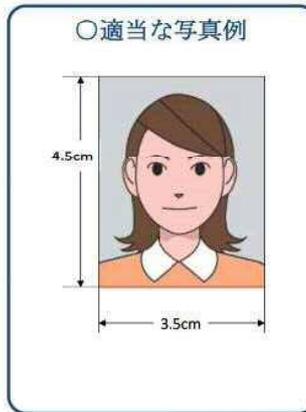
宮前区役所区民課住民記録第1係 電話044-856-3144

記入例

- 指定の規格を満たした写真の貼付をお願いいたします。
- 必要事項の記入漏れがないようお願いいたします。

写真規格

- ・最近6ヵ月以内に撮影されたもの
- ・無帽、正面、無背景で撮影されたもの
- ・縦4.5cm×横3.5cm（ふちなし）
- ・申請者本人のみの平常時の顔であるもの
- ・小さすぎず、頭の輪郭が全て収まっているもの
- ・顔や背景に影の無いもの
- ・鮮明に撮影されたものであること
- ・傷や汚れの無いもの
- ・サングラスなどで顔が隠れていないもの



個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

【手書用】

- 住所地の市区町村名を記入してください。
- 個人番号は、必ず記入してください。
- 日中帯に連絡のつく電話番号を記入してください。
- 申請者本人が記入してください。
- 申請者が15歳未満の方、成年被後見人の方の場合は、代理人欄記載欄に法定代理人が記入してください。

○○市 (地方公共団体情報システム機構 宛)		長宛
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
氏名	春子 花子	
住所	○○県□□市△△町◇◇丁目○-▽	
生年月日	平成元年3月3日	性別
[任意文字欄]		性別
電話番号		外国人住民の区分
電話番号	9 8 7 - 6 5 4 - 3 2 1 0	外国人住民の区分
点字	点字表記を希望する(最大11文字まで、濁点等は1文字)	在留期間等満7日の有無
点字		在留期間等満7日

写真貼付欄
最近6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真の貼付をお願いします。
写真サイズ
縦4.5cm×横3.5cm
印刷する写真の裏面に、氏名、生年月日を記入した上、貼付してください。

外国人住民の区分は、以下を記入してください。
・中長期在留者
・特別永住者
・一時庇護許可者
・仮滞在許可者
・出生による経過滞在者
・国籍喪失による経過滞在者

在留カード等に在留期間の満了の日が記載されている方は、「有」と記入してください。

在留カード等に記載の在留期間の満了の日を記入してください。

以上の内容に誤りがないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。
申請日 平成27年10月20日
申請者氏名(自署) 春子 花子

発行を希望しない電子証明書がある場合、□を高く塗りつぶしてください。
 署名用電子証明書※ 不要
 利用者証明用電子証明書 不要
※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

15歳未満の方、成年被後見人の方個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係をご記入ください。

代理人氏名(自署)	印	本人との関係
代理人住所		(電話番号)

※申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

【注意事項】
*印のついた項目について、個人番号カード及び電子証明書は、住民票に反映の状態で発行されます。
(記入された内容どおり個人番号カード及び電子証明書が発行されないこともありますので、ご注意ください。)

※事務処理記載欄

連絡先

申請書送り先

〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 宛

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

(地方公共団体情報システム機構 宛)		長宛	
個人番号※1			
氏名*			
住所*			
生年月日*		性別*	
【代替文字情報】			
電話番号※2		外国人住民の区分	
点字※3	点字表記を希望する (最大11文字まで、濁点等は1文字) <input type="checkbox"/>	在留期間等満了日の有無	
点字表記		在留期間等満了日	

顔写真貼付欄

最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を貼付してください。

写真サイズ
縦 4.5cm × 横 3.5cm
※貼付する写真の裏面には、氏名、生年月日を記入した上、貼付してください。

- ※1 記載された個人番号に誤りがあると、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。
- ※2 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。
- ※3 氏名の点字表記をご希望の場合、を黒く塗りつぶしてください。最大11文字(濁点等は1文字)まで点字が表記されます。表記内容にご不明な点がある場合は、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

以上の内容に誤りがないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者氏名 (自署) _____ 印

発行を希望しない電子証明書がある場合、を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要

利用者証明用電子証明書 不要

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

15歳未満の方、成年被後見人の方が個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係をご記入ください。

代理人記載欄	ふりがな		本人との関係	
	代理人氏名 (自署)			
	代理人住所	〒 _____ (電話番号※: _____)		

※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

【注意事項】

*印のついた項目について、個人番号カード及び電子証明書は、住民票に記載の情報で発行されます。
(記入された内容どおりに個人番号カード及び電子証明書が発行されないこともありますので、ご注意ください。)

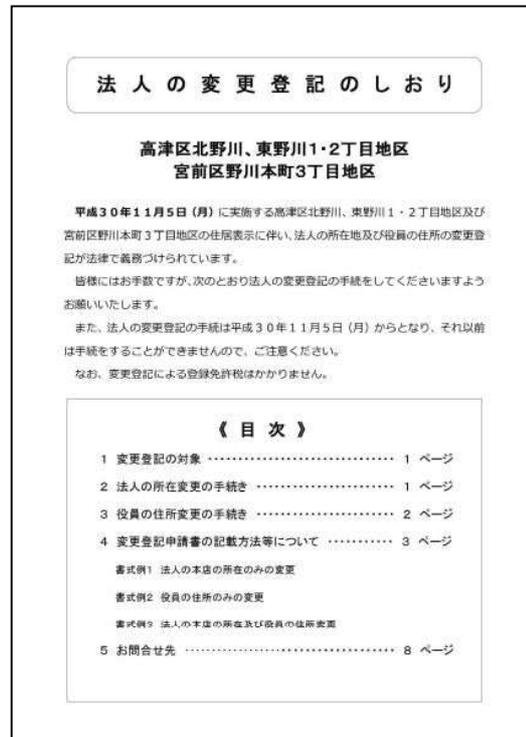
※事務処理記載欄

連絡先	
-----	--

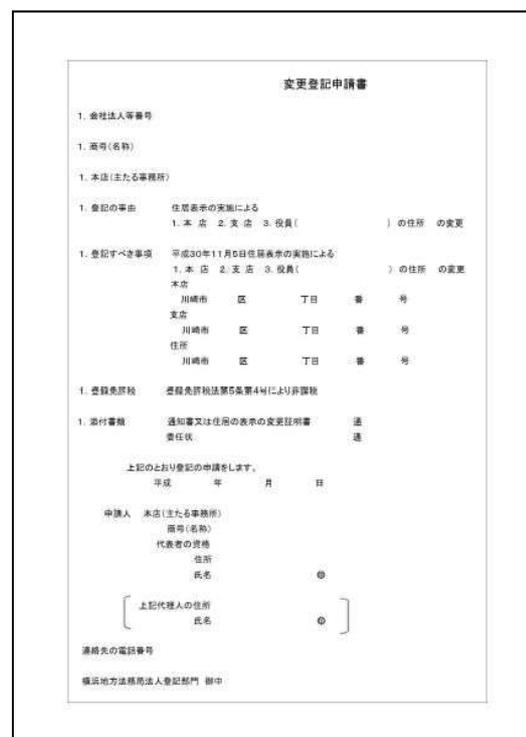
[法人のみ配布するもの(①～⑧の資料に加え)]

○ 法人の変更登記のしおり (1部)

法務局における法人の所在地、役員住所の変更登記や、登記申請書の記載方法や書式例等が記載してある冊子です。



○ 変更登記申請書 (1部)



【平成30年11月5日（実施日）以降に配布するもの】

※本籍が住居表示実施地区内にある方のみ

○ 本籍の変更通知書（1つの戸籍につき1枚）

本籍の表し方がどのように変わったかをお知らせするもので、運転免許証の本籍の変更手続など本籍変更の証明書として使用することができます。

〒213-0029 神奈川県川崎市高津区東野川1丁目2番3号		平成30年11月5日
川崎 太郎 様(被通知者氏名)		川崎市宮前区長 〇〇〇〇 
本籍の表示変更通知書		
住居表示の実施等により町名等が変更されたことに伴い、次のとおり戸籍の本籍欄の記載を変更しましたので、お知らせいたします。 なお、この通知書は、本籍の変更届が必要な手続(自動車運転免許証の本籍欄変更など)の際に証明書として使用できます。		
住 所	神奈川県川崎市高津区東野川1丁目2番3号	
新本籍	神奈川県川崎市高津区東野川一丁目123番地45	
旧本籍	神奈川県川崎市高津区野川123番地45	
変更日	平成30年11月 5日	
筆頭者	川崎 太郎	
1	氏名 川崎 太郎(被通知者氏名)	生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日
2	氏名 川崎 花子(被通知者氏名)	生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日
3	氏名 川崎 一郎(被通知者氏名)	生年月日 平成〇〇年〇月〇〇日
	氏名	生年月日
	氏名	生年月日
<p><備 考> この通知書を更に必要とする場合には、この通知書に代わるものとして「土地の名称等の変更証明書」を無料で交付いたしますので、本籍のある区役所等の証明書交付窓口へ申請してください。 お問い合わせ先 高津区役所区民サービス部区民課 電話044-851-3165</p>		

【平成30年11月5日（実施日）以降に設置するもの】

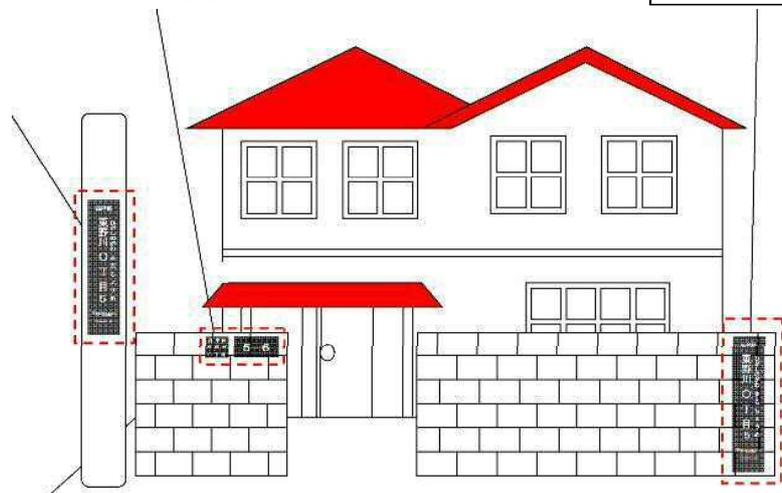
○ 街区表示板

各街区の角付近の見やすい位置にある電柱等に設置します。

電柱の他に御自宅のブロック塀やフェンス等に取付けることもあります。

街区表示板

小型町名表示板、住居番号表示板



【資料3】

住居表示実施に伴う手続説明会の協力依頼について

【開催日】

平成30年10月27日（土）

午前の部（1回目）：10時00分開始

午後の部（2回目）：13時00分開始

【開催場所】

野川小学校体育館

【説明会次第】

1. 挨拶（手塚委員長、鈴木戸籍住民サービス課長）
2. 住居表示実施に伴う手続き等について（住居表示のしおりの説明）
3. 質疑応答

【仕事の内容】

- ・会場への誘導
- ・靴袋・スリッパ・傘袋等の配布

※説明会の開始まで協力をお願いいたします。

【協力者名簿】

午前の部（10時00分開始）				
集合時間：9時30分		集合場所：野川小学校体育館		

午後の部（13時00分開始）				
集合時間：12時30分		集合場所：野川小学校体育館		

※午前の部・午後の部共に5名程度の協力をお願いいたします。

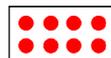
街区案内図板の掲示依頼について

例 街区案内図板



寸法:A4サイズ

材質:アルミニウム板



現在地シール(赤色)

街区案内図板を掲示した箇所にシール貼って掲示してください。

【掲示箇所】

住居表示実施地区内にある町内会掲示板等

【掲示期間】

1年程度(可能であれば2~3年程度)

